

平成 19年 12月 3日

各 位

株式会社 福岡銀行

不祥事件の発生について

この度、福岡銀行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、不祥事件再発防止に向けて様々な取り組みを行ってまいりましたが、かかる不祥事件を発生させたことを真摯に受け止めております。

また、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の方々ならびに関係の皆様方に対しましては、心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当行二島支店元行員(41才・女性)が、平成 19年 11月、行内の支払準備金から 205万円を抜き取り、着服していたことが判明しました。本件は、着服日当日から行内調査に着手し、翌日に判明しております。

なお、着服金につきましては、事故者から全額弁済を受けております。

事故者につきましては、平成 19年 11月 30日付けで懲戒解雇処分いたしました。

また、本件につきましては、既に警察への通報を行っております。

2. 今後の対応

引き続き内部管理態勢の充実・強化に努めますとともに、信頼回復に向けて、役職員一同、全行あげて全力で取り組んでまいります。

以 上